

諮詢序：法務大臣

諮詢日：令和6年7月17日（令和6年（行情）諮詢第814号）

答申日：令和7年11月21日（令和7年度（行情）答申第587号）

事件名：特定の身柄引渡請求訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の2に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月26日付け法務省国政第3号（以下「本件開示決定通知書」という。）により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね別紙2及び3のとおりである。なお、添付資料は省略する。

### 第3 謝問序の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件は、審査請求人が、処分庁に対し、日本政府が特定国政府に申立てた特定個人の身柄引渡請求（以下「本件引渡請求」という。）訴訟（特定国特定裁判所で特定年月日に判決が言い渡された）に関する文書全て（以下「本件請求文書」という。）について、法4条1項に基づき、開示請求を行った。

(2) 処分庁は、本件開示決定通知書をもって、それ以前の令和5年12月1日付け行政文書開示決定通知書により開示決定していた別紙1の1に掲げる文書を除き、別紙1の2に掲げる文書のうち文書4、文書6、文書11及び文書13については開示決定し、その余の文書について、法5条3号及び4号に該当するとして一部不開示（部分開示）とする処分をした（原処分）ところ、審査請求人が理由不備並びに法5条3号及び同条4号に該当しない旨主張し、不開示部分の開示を求めた。

#### 2 謝問序の判断

## (1) 法5条3号及び4号該当性に関する理由

### ア 3号該当性に関する理由

本件において不開示とした箇所は、在特定国日本大使館の職員が、本件引渡請求に関し、特定国検察庁の職員らから聴取した内容が記載された箇所又は特定国検察庁から入手した資料が添付された箇所であるところ、これらの情報には、本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国検察庁の職員らの意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報が含まれている。これらの情報は、いずれも、特定国検察庁の職員らが、在特定国日本大使館との信頼関係に基づき、我が国に対して任意に提供・共有したものであり、仮にこれらの情報が開示されることとなれば、相互の信頼に基づき築かれている正常な関係に支障を及ぼし、今後、在特定国日本大使館をはじめとする在外公館において、他国から従前のような協力を受けられなくなるおそれがあることから、法5条3号（公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報）に該当する。

### イ 4号該当性に関する理由

本件において不開示とした箇所には、本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係や本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等が記載されているところ、これらの情報には、本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国及び我が国による検討結果や今後の捜査方針等に関する情報が含まれている。このような情報が開示されることとなれば、本件刑事事件に関する今後の我が国の捜査・公判に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号（公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報）に該当する。

## (2) 理由不備について

原処分には、不開示の理由として、法5条3号及び4号に該当する旨の記載がされている上、本件において不開示とした箇所は、前記のとおり、在特定国日本大使館の職員が、本件引渡請求に関し、特定国検察庁の職員らから聴取した内容が記載された箇所、特定国検察庁から入手した資料、本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係や本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等が記載されているものであり、上記の不開示部分の内容を考慮すれば、原処分に理由不備があるとはいえない。

## 3 結論

以上によれば、法5条3号及び4号に該当するとして、一部不開示とした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ① 令和6年7月17日  | 諮詢の受理                |
| ② 同日         | 諮詢庁から理由説明書を收受        |
| ③ 同年8月2日     | 審議                   |
| ④ 同年10月11日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受    |
| ⑤ 令和7年10月10日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議 |
| ⑥ 同年11月14日   | 審議                   |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定を適用した上、相当の部分として別紙1の1に掲げる各文書を特定し、その全部の開示決定を行った後、残りの部分として、別紙1の2に掲げる各文書を特定し、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、理由付記の違法性を主張するとともに、不開示部分の不開示情報該当性を争っているところ、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

(1) 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部を不開示とするときは、法9条1項に基づき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条の不開示理由のいずれに該当するのか、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、理由の提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

(2) 当審査会において、本件開示決定通知書（写し）を確認したところ、「2 不開示とした部分とその理由」欄の記載内容は、別紙4に掲げるとおりであって、不開示部分について、不開示理由として該当する各条文の文言が記載されているのみであり、どのような根拠によって法5条

3号及び4号の不開示情報に該当するのかについての記載は、皆無である。

(3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）において、本件対象文書がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、原処分は取り消されるべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1

1 先行開示文書

文書番号	文書名
文書 17	令和 4 年 1 2 月 2 2 日付け特定国発外務大臣宛第 7 3 8 0 号
文書 23	令和 5 年 8 月 1 8 日付け特定国発外務大臣宛第 4 2 0 4 号

2 後行開示文書（本件対象文書）

文書番号	文書名
文書 1	令和 3 年 8 月 2 5 日付け特定国発外務大臣宛第 5 3 5 1 号
文書 2	令和 3 年 8 月 2 7 日付け特定国発外務大臣宛第 5 4 1 3 号
文書 3	令和 3 年 1 1 月 5 日付け特定国発外務大臣宛第 7 1 6 3 号
文書 4	令和 4 年 2 月 1 4 日付け特定国発外務大臣宛第 8 1 5 号
文書 5	令和 4 年 2 月 1 8 日付け特定国発外務大臣宛第 9 3 4 号
文書 6	令和 4 年 2 月 2 5 日付け特定国発外務大臣宛第 1 1 2 4 号
文書 7	令和 4 年 7 月 8 日付け特定国発外務大臣宛第 4 4 2 1 号
文書 8	令和 4 年 7 月 2 6 日付け特定国発外務大臣宛第 4 6 7 3 号
文書 9	令和 4 年 9 月 2 日付け特定国発外務大臣宛第 5 2 5 6 号
文書 10	令和 4 年 1 0 月 3 日付け特定国発外務大臣宛第 5 7 7 9 号
文書 11	令和 4 年 1 0 月 2 1 日付け特定国発外務大臣宛第 6 2 3 0 号
文書 12	令和 4 年 1 1 月 2 8 日付け特定国発外務大臣宛第 6 9 3 5 号
文書 13	令和 4 年 1 1 月 2 9 日付け特定国発外務大臣宛第 6 9 8 0 号
文書 14	令和 4 年 1 2 月 7 日付け特定国発外務大臣宛第 7 1 0 7 号
文書 15	令和 4 年 1 2 月 1 5 日付け英國発外務大臣宛第 7 2 7 1 号
文書 16	令和 4 年 1 2 月 2 2 日付け特定国発外務大臣宛第 7 3 7 9 号
文書 18	令和 5 年 2 月 7 日付け特定国発外務大臣宛第 6 3 1 号
文書 19	令和 5 年 2 月 2 4 日付け特定国発外務大臣宛第 9 6 4 号
文書 20	令和 5 年 6 月 2 9 日付け特定国発外務大臣宛第 3 2 8 5 号
文書 21	令和 5 年 8 月 1 4 日付け特定国発外務大臣宛第 4 1 4 9 号
文書 22	令和 5 年 8 月 1 8 日付け特定国発外務大臣宛第 4 2 0 3 号
文書 24	令和 5 年 8 月 3 0 日付け特定国発外務大臣宛第 4 3 1 4 号
文書 25	令和 5 年 9 月 2 9 日付け特定国発外務大臣宛第 4 7 9 9 号

## 別紙2 審査請求書

### 1 一部不開示決定

2023年10月3日、審査請求人は、法務大臣に対して、法4条1項に基づき、「日本政府が特定国政府に申立てた特定個人の身柄引渡請求訴訟（特定国特定裁判所で特定年月日に判決が言い渡された）に関する文書すべて」（以下「本文書」という。）の開示請求をした（2023年10月4日受付第549号）。

法務大臣は、本件開示決定通知書において、本文書は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報並びに公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を含んでおり、法5条3号、同条4号の不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする決定をした。

### 2 適法な理由付記がない

行政手続法（以下「行手法」という。）8条1項及び14条1項は、行政庁に対し、不許可処分又は不利益処分を行う場合の理由提示を求めている。最高裁は、理由付記制度について、「どの程度の記載をなすべきかは処分の性質と理由付記を命じた各法律の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」（最高裁判所第二小法廷1963年5月31日判決（民集17-4、617頁））と判示した。

その上で、旅券法上的一般旅券発給拒否通知書に求められる理由付記の程度につき、最高裁1985年1月22日（民集17-4、617頁）は、外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることが、理由付記制度の趣旨であると述べた。その上で「このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによつて当該規定の適用の基礎となつた事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でないといわなければならない。」と判示した。これと同趣旨の最高裁判決として、東京都公文書の開示等に関する条例に基づく非開示決定への理由付記の程度を述べた最高裁判所第一小法廷1992年12月10日判決（判タ813、184頁）もある。これらの判例法理は、個別法の理由提示規程を一般化した行手法にも妥当する。

まず、法5条3号及び4号の条文は、抽象的かつ概括的な規定である。本件開示決定通知書が、単にこれらの文言を引用して不開示の理由を述べても、審査請求人は「いかなる事実関係に基づき」非開示とされたのかを了知しない。

また、本文書のうち部分開示されたものは、特定国駐在大使が日本の外務大臣に宛てて発信した電信である。電信内容は、特定国特定裁判所に係属する特定国籍被疑者である特定個人の身柄引渡し請求に関する審理経過等の報告である。これらの開示された文書の大半は黒塗りをされており、表題すら塗りつぶされている。特定国駐在大使が日本の外務大臣に宛てた特定国での裁判の審理経過についての報告という文書の性質を踏まえても、単に法5条3号又は同条4号という不開示の根拠規定を示すだけで、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知りうるような場合にはあたらなし、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して文書開示が拒否されたかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるものといえるものではない。本件での処分庁による不開示決定の理由付記は、最高裁の判示に明らかに反している。

### 3 法5条3号及び同条4号に該当しない

特定個人が日本で行ったとの容疑をかけられている被疑事実は、特定年に日本で起きた特定行為Aである。特定個人は国際的なテロリストではない。国家の存続に関わる重大な犯罪行為への関与を疑われているわけでもない。特定事件Aの被疑者である一人の特定国人に関する日本と特定国との間の身柄引渡しに関する裁判の情報の公開が、日本国の安全に悪影響を及ぼすとは到底考えられない。この身柄引受に関する裁判の判決は既に公開情報となっており、特定国のデータベースでアクセスが可能である。また、判決が指摘した特定個人の人権保障の観点から日本の被疑者・被告人の権利保護が不十分であるとの点は、報道もされており、国際的にも周知の事実である。彼の身柄引渡しに関する裁判に関する情報が公開されたことで、法5条3号が規定する日本と他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれたり、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ったりするおそれが改めて発生することもない。同様に同条4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこともない。

したがって、本文書の不開示部分が、法5条3号及び4号に該当するとの判断は誤りである。

### 4 結語

以上のとおり、処分庁が、不開示部分が法5条3号及び4号に該当するとの理由のみを記載して、不開示決定を出したことは違法であるから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

## 別紙3 意見書

### 1 はじめに

特定個人は、特定年に日本で起きた特定事件Bの犯人であると疑われている。警視庁によれば、特定年月、○名の特定国人男性が特定行為Bをした。事件後に彼らは日本を出国した。警視庁は特定行為Cの疑いで逮捕状を取得し、インターポールを通じて国際手配した。この○名の特定国人男性のうちの一人が特定個人である。

日本政府は特定国の裁判所に訴訟を提起し、特定個人の身柄の引渡しを求めた。裁判所は、特定年月日にこの請求を却下する判決をした。判決は、特定個人を日本に引き渡せば、彼の人権が侵害されるおそれがあると指摘した。裁判所は日本政府に対して日本における刑事裁判システムが特定条約に違反するおそれがないことを証明するよう求めたが、日本政府はその証明を遂げなかつたと判断されたのである。

この訴訟の中で、日本政府は、裁判所の求めに応じて多くの書面を提出し、証人尋問も行って、日本における刑事裁判システムが不当に人権を制約せず、欧州人権条約に違反しないことを明らかにしようとした。判決は裁判所の要求内容と、日本政府の応答がそれを満たすものではなかつたことを具体的に記している（別紙1）。

審査請求人は、2023年10月2日付で法務省に対して行政文書の開示請求をした。対象の行政文書は「日本政府が特定国政府に申立てた特定個人の身柄引渡請求訴訟（特定国特定裁判所で特定年月日に判決が言い渡された）に関する文書すべて」とした。ここで想定される行政文書とは、まず、訴訟で日○両政府が提出した主張書面及び証拠等のすべての書面及び特定国裁判所が作成した手続調書等のすべての書面であり、次に、日本政府が作成ないし収集した彼らの主張の基礎となる資料である。これらの文書はいざれも、日本の刑事裁判システムが一般に特定条約を満たすか否かを争点とする訴訟に関して当事者及び裁判所が作成・収集した文書であって、原則として公開されるべきものである。個別の刑事事件に関する資料ではなく、日本国内での個別の事件の捜査には支障を生じえないから、法上の除外事由には当たらない。日本国民である我々は、日本政府が特定国裁判所において我が国の刑事裁判制度をどのように叙述したのか、またそれがどのような実証的根拠に基づくものであったのか、これに対して特定国政府及び裁判所がどのように応答したのかを知る権利があるのである。

これに対して諮詢庁である法務省は、不開示部分は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（法5条3

号) 及び「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障をおぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」(法5条4号)に当たると主張する。

これらの主張はいずれも法の条文をほとんどそのまま指摘するだけのものであって、具体性を欠き、実証的な根拠に乏しい。このような抽象的な理由で国家間の訴訟事件という極めて公共性の高い事項に関する行政文書の開示を拒むことは許されない。

## 2 本件身柄引渡請求訴訟の法廷に顕出された情報は公開情報である

本件において法5条3号又は4号に該当し不開示とされた文書は、「在特定国日本大使館の職員が、本件引渡請求に関し、本特定国検察庁の職員らから聴取した内容が記載された箇所又は特定国検察庁から入手した資料が添付された箇所」及び「本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係や本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等」である。これらには、本件引渡請求において証拠や主張として、直接公開の法廷に顕出されたものが含まれている。

この引渡請求に関する裁判は非公開の手続で行われたのではない。判決は既に公開情報となっており、特定国のデータベースでアクセスが可能である。また、この裁判の経過は日〇のみならず、世界各国のメディアが報道をしており、国際的にも周知の事実である。

証拠や主張として公開の法廷で明らかになった情報は、既知の情報である。情報公開の手続で改めて公開されることにより、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(法5条3号)」も「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ(法5条4号)」のいずれも生じる余地はない。

## 3 法5条3号に該当しない

### (1) 特定国検察庁は非公開を前提として情報提供していない

法務省が法5条3号に該当すると判断した「在特定国日本大使館の職員が、本件引渡請求に関し、特定国検察庁の職員らから聴取した内容が記載された箇所又は特定国検察庁から入手した資料が添付された箇所」には、本件引渡請求において証拠や主張として直接法廷に顕出されていないものも含まれていると考えられる。国による回答を前提とすれば、それらは「本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報」に該当するものである。

法務省による理由説明書(上記第3を指す。以下同じ。)の説明を前提とすれば、本件で非公開とされた情報は、特定国検察庁の職員等が日本国外務省職員への情報提供時に「公開しないでほしい」と断ったものではな

い。仮に特定国検察庁がそのような断りを入れたのであれば、法務省は理由説明書において、非公開とした理由として、端的にその旨を記載すればよい。特定国検察庁が外務省職員に非開示とする旨を申し入れていないことは、特定国検察庁が非公開を前提として提供した情報でないことを示している。

そもそも特定国検察庁は、本件身柄引渡請求訴訟の当事者でも代理人でもない。この訴訟は、日本国と特定個人を当事者とする訴訟であり、特定国検察庁は訴訟戦略を策定する立場にもない。特定国検察庁は、引渡訴訟の当事者である日本国や特定個人との関係で、弁護士・依頼者間秘匿特権も有しておらず、開示を拒否できる立場にない。

したがって、「本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報」として、特定国検察庁の職員が日本の外務省職員に述べた情報については、そもそも情報提供元である特定国検察庁が非公開を前提に提供した情報ではないと考えられる。こうした情報を日本国内で公開したくないからといって、

「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」  
(法5条3号)があると判断することは恣意的なもので許されない。

## (2) 本件引渡請求の証拠又は主張を行うまでの前提情報にすぎない

理由説明書によれば、非開示とされた情報は、「本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報」である。本件身柄引渡請求訴訟の判決(別紙1)によれば、同訴訟の争点は、特定国から日本への特定個人の引渡しが、特定条約3条(拷問の禁止)、4条(奴隸の状態および強制労働の禁止)、5条(自由および安全に対する権利)、6条(公正な裁判を受ける権利)違反かとの点であった。同判決は、被疑者・被告人の人権保障の観点から、日本の未決拘禁制度の欠陥を指摘し、同制度が人権条約違反のリスクを孕んでいることを繰々述べている。

日本の未決拘禁制度において、被疑者・被告人の権利保障が十分でないことは、本件身柄引渡請求訴訟が提起される遙か以前から、日本において多くの弁護士らが中心となって問題提起を行ってきた問題である。一例として、日本弁護士連合会はウェブサイト(注釈におけるURLは省略)において、「国際人権基準に適った未決拘禁制度改革と代用監獄の廃止に向けて」と題する情報公開をしており、日本の未決拘禁制度、とりわけ代用監獄と呼ばれるシステムに対して、国際連合やアムネスティ・インターナショナル、国際法曹協会(IBA)等の多くの国際人権団体・NGOから批判があることを明らかにしている。また、国連人権理事会作業部会での日本の人権状況の審査において、日本の未決拘禁制度に対して、特定国が

日本に対して、過去に勧告を行ったことにも触れている。

このような既に公開されている情報を前提とすれば、特定国が日本の未決拘禁制度をどのような制度であると理解していたか、特定個人の日本への引渡しが実現した際にいかなる問題が生じると想定していたかは容易に伺い知ることができるし、特定国の司法を司る特定国検察庁もまた類似の考え方を有していることは想像に難くない。したがって、「各種争点に対する特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報」は、既に公知となっている日本の未決拘禁制度に対する特定国批判的な意見と考えられ、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（法5条3号）」のある情報ではない。

### （3）小括

特定国検察庁はそもそも非公開を前提としてこれらの情報を日本の外務省職員に対して提供しておらず、情報公開によって「国の安全が害されるおそれ」は生じない。特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報が明らかになったとしても、日本の未決拘禁制度に対する、特定国検察庁における認識や検討状況が明らかになるだけで、日本国にとっての「国の安全が害されるおそれ」はないのである。こうした情報を法5条3号に該当するとして、不開示とすることは許されない。

## 4 法5条4号に該当しない

### （1）はじめに

法務省は、「本件において不開示とした箇所には、①本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係や②本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等が記載されているところ、これらの情報には、①本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国及び我が国による検討結果や②今後の捜査方針等に関する情報が含まれている。このような情報が開示されることとなれば、本件刑事事件に関する今後の我が国の捜査・公判に支障を及ぼすおそれがある」（理由説明書1頁）と主張する。

しかし、上記主張には理由がない。

### （2）本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係

本件刑事事件は、特定年月に発生しており、事件発生から既に約〇年が経過している。今さら捜査が実施されることは想定されない。

現時点で罪証隠滅や逃亡は考え難い。

①本件引渡請求に係る刑事事件に関する証拠関係に、②今後の捜査方針等に関する情報が含まれていたとしても、これを開示することにより本件刑事事件に関する今後の我が国の捜査・公判に支障を及ぼすおそれは生じない。

(3) 本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等

「犯罪の〔略〕捜査、公訴の維持〔略〕に支障を及ぼすおそれ」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人および証拠を発見、収集、保全すること、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動に支障を及ぼすおそれがあることを意味する（総務省・詳解66頁、67頁）。

②本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等、①本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国及び我が国による検討結果は、本件刑事事件に関する今後の我が国の捜査・公判とは無関係である。

②本件引渡請求に係る今後の方針等に関する特定国検察庁との協議内容等、①本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国及び我が国による検討結果を公にすることで「本件刑事事件に関する今後の我が国の捜査・公判に支障を及ぼすおそれ」は生じえない。

## 5 インカメラ審理が必要である

審査請求人が行政文書そのものを確認できない以上、不開示とされた行政文書に「本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国検察庁の職員等の意見や評価、特定国検察庁内部での検討結果等の情報（理由説明書2（1）ア 法5条3号）」や「本件引渡請求に係る各種争点に対する特定国及び我が国による検討結果や今後の捜査方針等に関する情報（同イ 法5条4号）」の記載があるかは不明である。本件審査請求に係る行政文書に法務省が回答した記載があるか確認するためには、インカメラ審理が必要である。

また、審査請求人が請求した行政文書が、法務省が回答した性質の行政文書であったとしても、その内容が法5条3号及び同4号に該当するかの判断において、行政文書の内容の精査が必要なことは明らかである。

以上より、情報公開・個人情報保護審査会においては、本件においてインカメラ審理を行うべきである。

#### 別紙4（本件開示決定通知書記の2の記載内容）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報並びに公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記載されている部分につき、法第5条第3号及び第4号の双方に該当することから不開示とした。